

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（第6版）

富山県バレーボール協会では、事業の公益性を担保しながら選手・スタッフ・保護者等関係者の健康・安全のみならず、関係各所にも社会的責任を果たしていく必要がある（**バレーボール活動が原因でのクラスターの発生や多くの方が濃厚接触者認定されることを防ぐこと**）ことから、県内競技団体の中で最も厳格なガイドラインを制定し遵守いただいております。今回の第6波においても、関係者の皆さまがこの趣旨を十分に理解され、遵守いただいたことにより、バレーボール活動が原因となるクラスターの発生を防止することができました。

このたび、**第6波において新たに得た知見や情勢の変化等を反映し、第6版として改正**いたしますので、お知らせいたします。（**主な修正点・強化点を「朱記」**）なお、この改正により、**2022年1月25日発出文書「【徹底依頼】感染急拡大によるステージ2への対応」記載事項は全て「廃止」といたします。**

【変更の概要】

	第5版	第6版
P2 事業参加者の情報把握の徹底	「2週間前までの行動」	「7日前までの行動」に改正 「選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は、活動に参加しないよう徹底する」を付記
P2 事業実施判断基準 ステージ2の期間中徹底すること		次の2点の他、新たに3点を付記 ・選手はウレタンマスク以外のマスクを着用する。(通常の練習でも) ・熱中症リスクを排除するため、マスク着用は体育館内気温が24℃未満(WBGT 21未満)に限ることとし、これが実施できない場合は直ちに事業を中止する。
P6 大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応	「コートチェンジは行わない」	「コートチェンジは行わない」を削除
P6 各種会議の対応	「過去14日以内に政府から入国制限…」	「過去7日以内に政府から入国制限…」に改正
P6～P7 「同居する親族等が濃厚接触者として特定された場合」の活動実施判断		(当該親族が検査せず濃厚接触者と特定された場合も含む)を追記
P7 本人が濃厚接触者として特定された場合の関係者への連絡	【活動可否判断】 感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間…	・「濃厚」を削除し、14日間を7日間に改正 ・(本人所属先等の指示により万一に備えPCR検査を受けた場合は、所属先等の指示に従う)を追記
	【関係者への連絡】 ・2週間前までさかのぼり、大会・強化練習会に参加していた場合は… ・「併せて県協会強化・指導普及委員長および所属する連盟の理事長へも連絡する。」	・接触した感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)から2日前までの間に…に改正 ・左の文を、P7「本人が感染した場合の関係者への連絡」へ移動
P7 本人が感染した場合の関係者への連絡		「加えて、県協会強化・指導普及委員長、医事部長および所属する連盟の理事長へも連絡する。(判明していれば、チームメンバーや家族等関係者の状況も)」を付記

※当ガイドライン内での用語の意味

- ・「事業」とは、本協会に所属するチームの練習、練習試合、強化練習会、大会、所属団体の理事会等各種会議、指導者講習会、練習会など全ての事業を指す。
- ・強化練習会とは、複数チーム選手が一同に会し、特定の指導者のもと技術指導を行う練習会を指し、練習試合とは、複数チームが一同に会し、試合を通じ競技力向上を狙いとする練習会を指す。

1. 活動実施の基本的対応方針

(1) 3密（密閉，密集，密接）の排除やソーシャルディスタンス（2m（最低でも1m））の確保，換気の徹底，手洗いの徹底，手指や共通で接触する物（ボール・器具・ドアノブ等）の消毒徹底

(2) 事業参加者の情報把握の徹底（特に選手の「プレー」を伴う事業実施の際）

①健康状態，②学校や勤務先等の状況，③7日前までの行動，④連絡先

- ・指導者（チーム代表者）は，選手・スタッフの健康状態を把握することはもとより，選手所属学校の状況およびスタッフの勤務先等の状況も確認できるようにすること。
- ・**選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は，活動に参加しないよう徹底すること。**
- ・感染者や濃厚接触者が発生した場合，保健所からの行動履歴調査の際，当該者はバレーボール団体に所属していることを必ず報告させるとともに，感染予防対策の実施状況について包み隠さず報告できるよう予め体制を整えておくこと。

2. 事業実施判断基準

(1) 富山県の定めるロードマップが「ステージ1」「ステージ2」の場合

- ①事業に参加する選手が学校に通学している児童生徒・学生の場合，県および市町村，および教育委員会・スポーツ少年団等「所管箇所」からの指示・要請が「活動休止」「自粛」を求めていること。
- ②参加選手の在籍する学校・企業が部活動・スポーツ活動の中止や，校内および校外でのスポーツ活動（「社会体育」含む）の中止を要請していないこと。
- ③学校開放事業の主管団体が，新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に学校開放事業を中止していないこと。

なお，事業が実施できる場合でも，「ステージ2」期間中は以下の点を徹底すること。

- ・大会を実施する場合，原則「無観客」とし，会場入場者数を限定すること。また，試合設定時間に余裕をもたせる等，フロアでのプレー人数を限定する。
- ・**選手はウレタンマスク以外のマスクを着用する。（通常の練習でも）**
- ・**熱中症リスクを排除するため，マスク着用は体育館内気温が24℃未満（WBGT 21 未満）に限ることとし，これが実施できない場合は直ちに事業を中止する。**
- ・目安として10分に1回，マスクを外し休憩・給水する時間を設定する。
- ・試合実施の場合，25点制では，8点・16点到達時に1分間，21点制の場合では7点・14点到達時に1分間の休憩・給水時間を設ける。この場合，タイムアウトの時間は通常に戻し30秒とする。
- ・指導者は選手の顔が赤くなる等の熱中症の徴候に細心の注意を図り，危険と判断した場合はただちに休憩・給水させること。

(2) ロードマップが「ステージ3」の場合

- ・期間中の大会や強化練習会，練習試合全て延期または中止とする。ただし，全国大会が実施される場合（中止発表されていない場合）で，(1)①②を満たす場合はこの限りではない。大会実施の場合は，「ステージ2」期間中の場合同様の扱いとするが，選手間の接点をできるだけ減少させるよう，会場の分散や，試合設定時間にさらに余裕をもたせる工夫を行うこと。
- ・各種会議は原則延期または中止とし，開催する場合でも「書面」または「リモート」で

開催する。

(お願い)

- ・各連盟においては、「県協会競技日程」に掲載の大会について、上記(1)～(3)を踏まえ検討し、実施の可否(延期含む)を決定次第速やかに県協会事務局まで連絡してください。

3. 事業実施時の対応

(1)選手(指導者)の活動での対応(プレー面での対応)

※アルコール(エタノール)消毒液準備は必須。消毒液は濃度や成分等に注意し、健康に影響がなく効果のあるものを利用してください。

- ①参加を強制しない。特に、小学生から高校生の場合は、保護者の承諾を必ず得る。
県外遠征等宿泊を伴う事業については、県および市町村、および各教育委員会の指示・要請に従う。(例：県が県間移動の自粛を求めている場合は自粛する)
- ②活動前に検温・体調確認を行い、少しでも感冒症状が見られる場合は、参加させない。
※学校や企業等、選手の所属元でも行われているが、体調が変わることもあるので必ず実施する。
- ③部室(ロッカールーム)でのマスク未着用でのクラスターが発生していることに十分留意し、換気を十分に行い、出入口のドアノブや共用使用する物品の消毒を徹底するとともに、「ソーシャルディスタンス」を確保させ、マスクを着用させる。マスクは活動時以外、着用を徹底する。
- ④部活動の練習等、参加者数が多く、かつ利用できる体育館面積が小さく「3密の排除」「ソーシャルディスタンスの確保」が難しい場合、分散して実施する等の工夫を行う。
- ⑤活動前後の「手洗い」や手指消毒を徹底し、練習中にも適宜機会を設ける。特に練習終了後は30秒の手洗いを必ず実施すること。(選手だけでなく、指導者も)
- ⑥支柱・ネット・アンテナ等共用器具も触れる箇所については使用前後に消毒する。
※消毒により錆の発生などが考えられるため、予め施設管理者の承諾を得ること。
- ⑦適宜体育館の換気を実施する。
- ⑧ウォーミングアップの際、できるだけ「ソーシャルディスタンス」(プレーする場合は2m以上)を確保し、身体接触する2人組のストレッチ等はできるだけ行わないか、手袋(軍手等)を使う等工夫する。また、隊列を組んだランニングは、飛沫が後方にも約10m飛んでしまう場合もあることから、実施方法を工夫する。マスクを着用したままでのプレーは、熱中症を招く要因ともなることから、熱中症発症等の体調変化に細心の注意を払うこと。
- ⑨指導者は必ずマスクを着用する。
- ⑩円陣を組んでのミーティングや声かけは2m以上の距離を取り、選手間や選手・指導者間での身体的接触はグータッチ・肘タッチも含めて一切行わない。
- ⑪シューズの底は触らない。(触らせない)
- ⑫体育館・施設設置者の了解を取った上で、床に悪影響を与えない範囲内で(床に悪影響を及ぼさない商品等で)、床の消毒を定期的実施する。もしくは、シューズ底を消毒液含有の雑巾等で定期的消毒させる。
- ⑬ネット際などで、相手に向いた状態での発声は控える。
- ⑭ブロック練習等、ネット越しに距離が近くなり、ソーシャルディスタンスを確保できない場合もあるので、実施方法を工夫する。
- ⑮定期的なボールの消毒を必ず実施し、消毒する場合は、消毒実施者が必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
- ⑯プレー中、ハンドタオルを携帯させ汗を拭かせ、汗がボールにつくことを抑制する。
※汗を拭く動作により顔に手をもっていくことを避けるため。
- ⑰リベロジャケットの使い回しやタオルの共有は行わない。

⑮給水のためのスクイズボトルや水筒は必ず個人で準備して使用する。また、給水が顔を顔や口付近に持っていく機会となるため、給水前の手指の消毒を徹底する。

(2)大会等（強化練習会・練習試合含む）の対応

- ①実施する場合、日本バレーボール協会発信「大会運営ガイドライン(2021年3月5日更新版)」を確認し記載内容を遵守する。なお、当協会作成「感染防止策チェックリスト」「要項に記載すべき事項」「会場に掲示すべき事項」「当日参加者から提出を求めるチェックリスト」を利用すること。(いずれも当協会ホームページ 新型コロナウイルス感染症特設ページに掲載済)
- ②開催要項およびコロナ対応関係書類は大会関係者に周知する前に県協会強化・指導普及委員長まで送付する。
- ③「大会開催ありき」で判断するのではなく、感染リスクへの対応を最優先に考え、対応が整わない（対応を実施できない）場合は中止または延期を検討する。
- ④3密排除，ソーシャルディスタンス確保のため，コート設営面数の目安はアリーナ面積により次のとおりとする。

【コート設営数の目安】

※フロアに観客席がある場合は、その面積も含める。サイドライン間の距離10m程度はできるだけ確保することが望ましい。

- ・3面：面積1,800㎡以上，2面：面積1,200㎡以上，1面：面積1,200㎡未満(若干下回る場合でも，サイドライン間の距離が10m程度確保できれば2面可)
- ・やむを得ずこれを超える参加チーム数で開催する場合，試合をしていない選手はアリーナへの入場を避け，別室・観客席等で待機させること。なお，観客席で待機させる場合，保護者等観客の人数と合わせ，前後左右最低1mのソーシャルディスタンスを確保（マスク着用の場合）できる人数に制限すること。同一建物内で待機場所が確保できない場合，入場時間をずらす・別会場を確保する等，工夫すること。いずれの対策もできない場合は，中止を検討する。
- ・チーム（選手）と競技役員または観客との動線を区別し，更に会場のゾーニングと動線について次のとおり設計すること。（会場のゾーニングを徹底することで，感染者が発生した際の影響範囲を限定することが可能になるため）

ゾーン1：競技関連

- ・コート，ベンチ，ウォームアップエリアを含む競技エリア，選手入場口，選手および審判員の控室

ゾーン2：大会運営スタッフ（補助役員）

- ・運営スタッフ控室

ゾーン3：観客・保護者・応援団等

- ・客席・保護者・応援団

- ・各エリアのゾーニングおよびゾーン毎の動線を設定しながら，人と人との接触を制限すること。特に「ゾーン1」に入る関係者については必要最低限の人数で運営する。
- ・強化練習会開催の際の参加人数は，「コート1面あたり2チーム(24名程度)，アリーナ面積・観客席が十分確保されている場合は3チーム(36名程度)可」に基づくこと。

- ⑤受付には消毒液を設置するとともに，アクリル板等の設置やフェイスシールドの着用により対面によるリスクを軽減すること。（受付業務を減らすため，インターネットを活用した事前受付を検討・実施）また，受付時の密を防止するため，距離をおいて並べるよ

- う目印等を設置すること。受付スタッフのマスク着用は必須。
- ⑥大会当日、会場に入場する選手・関係者（保護者等の応援での来場も含む）全てから「大会参加にあたってのチェックリスト」の提出を受けること。チェックリストの提出のない方は受付等で記載いただくこと。（体温計の準備が必要）なお、県や市の総合体育館等、大会開催時に一般利用がある場合、一般利用者と大会参加者の区別が容易に行えるよう、チェックリスト提出者にはIDとして胸章等を渡し、区別できるようにし、可能な限り一般入場者には会場に入場しないよう、事前に体育館と協議すること。大会の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1ヵ月以上）を定めて保存しておくこと。
 - ⑦練習試合実施の際は、参加チーム数を前述の日本バレーボール協会大会参加チーム数の方針に基づき決めた上で、①予め指導者間の連絡体制を整えること ②選手の体調を必ず確認すること ③会場への入場者数を管理すること 以上3つを条件に、チェックリストの提出までは求めなくてよい。
 - ⑧選手の会場移動での「相乗り」も「3密」になることに留意し、相乗りする場合は常に換気を実施する。
 - ⑨更衣室（選手控室）等は、利用時間を設定する等の工夫を行うとともに、消毒実施にも留意する。
 - ⑩代表者会議では、参加者全員がマスク着用を徹底し、短時間で実施することや、換気の徹底を行う。
 - ⑪1セット（または1試合）終了のたびに換気する等、会場の換気に努めること。（会場に空調がある場合で、換気機能がある空調設備の場合、換気は不要）
 - ⑫食事の際が最もリスクが高く、「3密排除」「ソーシャルディスタンス確保」「会話しない」ことを徹底する必要があるため、予め食事場所を設定する等配慮を行い、特に小～高校生の場合、食事の際の「指導」をしっかりと行うこと。
 - ⑬応援については、マスク着用・ソーシャルディスタンス確保を徹底した上で大声を出さずに拍手での応援を徹底するよう関係者に依頼する。徹底できない場合、事業中止を検討する。鳴り物（太鼓・メガホン・空ペットボトル等）を使った応援は、選手のプレー中のコミュニケーションの声を大きくすることを誘発するため禁止する。（ボールデッドの際も）
 - ⑭ベンチ、アップゾーンにおいてもマスク着用とソーシャルディスタンスの確保（例：ベンチでは1席分空けて座る・間隔を空けて配席する、控え選手は1m間隔で横1列に並ぶ等）を最優先とすること。
 - ⑮定期的なボールの消毒を必ず実施し、消毒する場合は、消毒実施者が必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
 - ⑯副審等、ボールを頻繁に触ることが考えられる場合も、必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
 - ⑰シューズの底は触らない（触らせない）。
 - ⑱体育館・施設設置者の了解を取った上で、床に悪影響を与えない範囲内で（床に悪影響を及ぼさない商品等で）、床の消毒を定期的実施する。もしくは、シューズ底を消毒液含有の雑巾等で定期的消毒させる。
 - ~~⑲コートチェンジは行わない。~~
 - ⑲選手間や選手・指導者間での身体的接触はグータッチ・肘タッチも含めて一切行わない。
 - ⑳ラインズマンフラッグ・得点板・モップ等も適宜消毒を実施すること。

- ②①タイムアウトの時間を1分にする等の工夫を行い、給水時の手の消毒を徹底する。
- ②②試合開始時の選手間の握手や審判員との握手、試合後の相手チームベンチへの挨拶は行わないこと。
- ②③審判からの飛沫防止のため、ホイッスルは可能な限り電子ホイッスルを利用する。(ホイッスルカバーを準備できる場合はこの限りではない)
- ②④大会主催者は、参加者の安全を確保するため、定めたルールを遵守できず、大会運営上他の参加者の安全が確保できないと判断できる場合、当該参加者には大会等への参加取り消しや、途中退場を求めること。
- ②⑤セレモニーは、主催者が最低限必要だと判断するものだけにとどめ、開催する場合はマスク着用の徹底と、2mの「ソーシャルディスタンス」の確保を図ること。
- ②⑥大会前後の多人数での懇親会の実施は避けること。

(3) 各種会議の対応

- ①まずは「リモート」や「書面」での開催を検討する。
- ②実開催の場合、以下の点に留意する。
 - a. 感冒症状のある人、体調の悪い人、過去**7日以内**に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は自主的に参加させない。
 - b. 消毒液を準備し、配席については「ソーシャルディスタンス」に十分配慮する。
 - c. 会議時間は長くても一時間以内にとどめる。時間短縮のため、会議資料の事前配布等の工夫を行う。
 - d. a～cの対応ができない場合、実開催を見合わせる。

4. チーム関係者（指導者・選手・選手保護者（全て同居家族含む））に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

- ・選手の保護者等同居親族や、指導者等関係者が「濃厚接触者」となる疑いが発生した場合の段階で、その情報がチームの活動実施の判断をする顧問・指導者にタイムリーに入るよう、情報連絡体制を整える。
- ・活動可否の判断および関係者への連絡は以下による。

(1)同居する親族等が濃厚接触者として特定された場合

【活動可否判断】

- ・当該親族のPCR検査結果が出るまで、当該選手等は活動参加をさせない。**(当該親族が検査せず濃厚接触者と特定された場合も含む)**
- ・当該親族が発症等により再度PCR検査を行う場合には、その結果が判明するまで改めて当該選手等は活動参加をさせない。

【関係者への連絡】

- ・不要

(2)本人が濃厚接触者として特定された場合

【活動可否判断】

感染者と最後に濃厚接触した翌日から起算して**7日間**は当該選手等本人の活動参加

を見合わせる。**(本人所属先等の指示により万一に備えPCR検査を受けた場合は、所属先等の指示に従う)** なお、複数人の濃厚接触者判定がほぼ同時に発生した場合、クラスターとなる可能性があるためチームとしての活動も同期間休止する。

【関係者への連絡】

- ・ **接触した感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）から2日前までの間に**、大会・強化練習会に参加していた場合は、その事務局まで、練習試合を実施していた場合は対戦相手の指導者まで連絡する（個人名は絶対に漏らさない）。~~併せて県協会強化・指導普及委員長および所属する連盟の理事長へも連絡する。~~
連絡を受けた大会・強化練習会事務局は、無用の混乱を防ぐため、この段階では大会・強化練習会参加チームまで連絡を行う必要はない。練習試合対戦相手も、ただちに自チームの活動を休止する必要はない。
- ・ PCR検査結果陰性の場合、再度その旨を連絡する。

(3) 本人が感染した場合

【活動可否判断】

- ・ 感染した選手等本人は治癒するまで活動停止。複数人の感染者がほぼ同時に発生した場合、クラスターとなる可能性があるためチームとしての活動も停止する。

【関係者への連絡】

- ・ (2)で連絡した連絡先まで検査結果陽性を伝える。連絡を受けた大会・強化練習会事務局は大会等参加チーム指導者に事実（個人名は絶対に漏らさない）を伝え、連絡を受けた大会・強化練習会参加チームは保健所から濃厚接触者判定が出るまでの間、チームとしての活動を休止する*。（練習試合対戦相手も同じ）
※複数人発生（＝クラスター）となる可能性があるため
- ・ 連絡を受けた大会・強化練習会参加チームおよび練習試合対戦相手指導者は、当該大会・強化練習会参加日から連絡を受けた日までの間に別の大会・強化練習会に参加、および練習試合を実施した場合は、当該大会・強化練習会事務局および練習試合対戦相手指導者に連絡する。
- ・ **加えて、県協会強化・指導普及委員長、医事部長および所属する連盟の理事長へも連絡する。（判明していれば、チームメンバーや家族等関係者の状況も）**

・ 保健所の調査に対しては、練習や大会・練習試合での感染予防対策の実施状況について包み隠さず報告させ、濃厚接触者の判定を待つこと。（保健所の要望によっては大会・強化練習会事務局が感染予防対策実施状況について保健所に説明する）

5. 指導者および県協会傘下団体役員の責務

(1) 選手・スタッフに対し、対応策の意味を理解させる

- ①指導者は、なぜこのような措置をとるのかについて十分理解し、最新情報や感染予防対策について自身で情報収集する姿勢を持つ。
- ②指導者は選手・スタッフに対し、自身の行動がどのような結果に結びつきうるのかを踏まえて、なぜ手洗いの励行が必要か、なぜマスク着用するのか等、基本的予防対策がなぜ必要かを理解させること。

(2) 保護者への協力を依頼する

- ①毎朝の検温や体調など選手の健康状態について把握（留意）していただき、感冒症状が見られた時は活動に参加させないよう事前に依頼し了解を得る。

②チームが事情により大会等に参加できないこともありうることを、また、開催できても会場での応援ができない場合もありうることを事前に説明し、了解を得る。

- (3) 感染者やその家族に対する差別的な対応が問題になっていることについて十分留意する
- (4) コロナ禍での活動については選手・スタッフの健康・安全を最優先に守る責任と、関係各所にも社会的責任を果たしていく必要があることを十分留意する
- (5) 指導者は、マスクを着用せず指導にあたる等、選手や保護者に不快な思いをさせることも一つのハラスメント行為にあたること、また、当ガイドラインに従うことなく事業を実施することは、「競技者及び役員倫理規定」2 競技者及び役員の責務 に違反する行為であることを十分留意する

以 上

(改正履歴)

- ・ 2020年5月20日 第1版制定
- ・ 2020年5月30日 日本バレーボール協会のガイドラインに基づき、「3. 事業実施時の対応 (2) 大会等 (強化練習会・練習試合含む) の対応」を追加したことに加え、加盟団体理事長を対象とし実施した説明会での意見等を反映し第2版に改定
- ・ 2020年8月4日 主に日本バレーボール協会のガイドラインの修正に基づき、「3. 事業実施時の対応 (2) 大会等 (強化練習会・練習試合含む) の対応」を修正し第3版に改定
- ・ 2021年5月24日 主にステージ3になった場合の事業実施判断基準、濃厚接触者・感染者が発生した場合の対応を一部変更し第4版に改定
- ・ 2021年6月8日 4. (1)に他の記載内容と平仄が合わない記載があったため削除
- ・ 2021年6月24日 最新の知見を反映し感染防止対策を強化して第5版に改定
- ・ 2022年3月18日 第6波ステージ2期間中の事業実施の留意点等を主とし、第6版に改定